

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 19 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

アシミニブ塩酸塩製剤の医薬品医療機器法上の用法及び用量の一部変更について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47 カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

保医発 0519 第 9 号
令和 7 年 5 月 19 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

アシミニブ塩酸塩製剤の医薬品医療機器法上の用法及び用
量の一部変更について

アシミニブ塩酸塩製剤（販売名：セムブリックス錠 20mg 及び同錠 40mg）については、令和 7 年 5 月 19 日付けで、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、承認事項の一部変更承認がなされ、下記のとおり効能又は効果が「前治療薬に抵抗性又は不耐容の慢性骨髄性白血病」から「慢性骨髄性白血病」に変更され、慢性骨髄性白血病に係る用法及び用量が変更されましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

また、別添のとおり、「アシミニブ塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について」（令和 7 年 5 月 19 日付け医薬薬審発 0519 第 7 号）が通知されておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 慢性骨髄性白血病

通常、成人にはアシミニブとして 1 回 80mg を 1 日 1 回、空腹時に経口投与する。なお、患者の状態により適宜減量する。

医薬薬審発 0519 第 7 号
令和 7 年 5 月 19 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

アシミニブ塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について

アシミニブ塩酸塩製剤（販売名：セムブリックス錠 20 mg、同錠 40 mg、以下「本剤」という。）については、本日、承認事項一部変更承認を行ったところです。

本剤の使用に当たっては、特に下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

1. 今回の承認事項一部変更承認において、本剤の効能又は効果を「前治療薬に抵抗性又は不耐容の慢性骨髄性白血病」から「慢性骨髄性白血病」に改めるとともに、本剤の用法及び用量を「1 回 40 mg を 1 日 2 回」から「1 回 80 mg を 1 日 1 回」に改めたこと（別紙の新旧対照表参照）。
2. 今回の承認事項一部変更承認に伴う本剤の電子化された添付文書の改訂については、製造販売業者に対し、本日から遅くとも令和 7 年 6 月 30 日までに医療機関等に対する周知を徹底するよう指示したこと。

(別紙)

改訂後	改訂前
【効能又は効果】 慢性骨髄性白血病 【用法及び用量】 通常、成人にはアシミニブとして1回 <u>80</u> mg を1日 <u>1</u>回、空腹時に経口投与する。なお、 患者の状態により適宜減量する。	【効能又は効果】 <u>前治療薬に抵抗性又は不耐容の慢性骨髄性</u> 白血病 【用法及び用量】 通常、成人にはアシミニブとして1回 <u>40</u> mg を1日 <u>2</u>回、空腹時に経口投与する。なお、 患者の状態により適宜減量する。

(下線部は今回の承認事項一部変更承認における変更箇所)

別記

公益社団法人 日本医師会

一般社団法人 日本癌治療学会

公益社団法人 日本臨床腫瘍学会

一般社団法人 日本血液学会

一般社団法人 日本内科学会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会

ノバルティスファーマ株式会社

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

各地方厚生局